



なみえ創成小学校・中学校の今を伝える

# なみえ創成通信

学校の基本理念 子どもたちの生きる力と夢を育み、地域の未来を切り拓く学校

教育  
目標

【な】みえを愛し  
【み】らいに向かって  
【え】がおで生きる子ども

重点  
目標

夢や希望に向かって、  
【小】めあてに取り組み、自分の思いを伝えられる子ども  
【中】自ら課題を見つけ、思いや考えを伝えられる生徒

## なみえ創成2年目の春！「平成」から「令和」へ新しい仲間との出会い！ —4月8日(月)たくさんの方に見守られての「温かい入学式」—



新入生の抱負発表！



元気に入場



歓迎の言葉



転入生の抱負発表！

なみえ創成小学校・中学校ブログ

なみえ創成

検索

☎ なみえ創成小学校 ☎ 0240(23)5335 ☎ なみえ創成中学校 ☎ 0240(23)5336

今回は、寄与分についてお話しします。

**寄与分**

寄与分や特別受益は特に相談の多い分野ですが、前回（No.8平成29年8月号参照）寄与分についてお話ししたときには、どのような場合に寄与分が認められるかなど、概略について説明しましたが、今回は、より詳しく説明します。

寄与分が認められる類型としては、①親族間の協力義務の範囲を超えて、無報酬で家業に従事し、遺産の増加に貢献した場合、②扶養義務を超える扶養をし、遺産の増加・維持に貢献した場合、③親族間の協力義務の範囲を超えて療養看護を行い、介護費用の支出を避けることができ、遺産の減少を防止できた場合、④家の修繕費を支出するなど、被相続人の財産を管理し、管理費用の支出が避けられた場合、⑤不動産購入のための金銭を贈与するなど、扶養義務

今回は、寄与分についてお話しします。

いつか役に立つ

# 法律 知識

No.30



弁護士 大橋 征平  
総務課 主幹  
(所属：福島県弁護士会)

①の場合、本来であれば貰えた報酬額が目安となります。これは、賃金センサスなどを基準に算定します。なお、家業に従事した期間が10年以下の場合は、寄与分が認められる可能性は低くなります。②の場合、扶養するためにかかった生活費が目安となります。算出が難しい場合は、生活保護基準などを基に算定します。③の場合は、介護者の依頼に掛かる費用が目安となります。これは、看護師や家政婦を依頼する費用などを基に算定します。④の場合は、実際に支出した費用が目安となります。⑤の場合は、贈与した金額が目安となります。

寄与分は、これらの目安を基準に算定されますが、多くても遺産の5割程度が上限となります。

の範囲を超えて被相続人に金銭を贈与し、遺産の増加・維持に貢献した場合などがあります。

次に、寄与分が、それぞれの場合にどの程度認められるかについてですが、①の場合は、本来であれば貰えた報酬額が目安となります。これは、賃金センサスなどを基準に算定します。なお、家業に従事した期間が10年以下の場合は、寄与分が認められる可能性は低くなります。②の場合、扶養するためにかかった生活費が目安となります。算出が難しい場合は、生活保護基準などを基に算定します。③の場合は、介護者の依頼に掛かる費用が目安となります。これは、看護師や家政婦を依頼する費用などを基に算定します。④の場合は、実際に支出した費用が目安となります。⑤の場合は、贈与した金額が目安となります。